

湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の  
地域連携・地域移行に向けた推進計画

湯梨浜町教育委員会

令和6年6月

## はじめに

中学校における部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保、責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成など生徒の成長に対する教育的意義が高いだけでなく、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど中学校教育を支えてきました。また、中学校における部活動は、休日の部活動の指導や大会・発表会の引率、運営への参画など、中学校教職員の献身的な支えにより維持・継続されてきました。

しかし、教員の働き方改革の必要性の高まりにより、中学校教員の外業務時間に占める部活動指導時間の割合が高く中学校教員の負担となっているとの指摘や、少子化により団体競技等において単独でチームを組むことができない学校が増加しているなどの問題が指摘されるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、国は令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。また、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という）を策定しました。国のガイドラインにおいて、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、鳥取県教育委員会は、令和5年度から令和7年度までの国の「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、令和5年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定しました。

湯梨浜町教育委員会は、このような国や鳥取県の状況を受け、国ガイドライン並びに県推進計画を参考にし、湯梨浜町の状況も踏まえ、湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画（以下「町推進計画」という。）を策定しました。

なお、町推進計画は現段階の状況のものであり、今後も状況に応じて改訂をし、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、中学校教員等の負担軽減につながる取組を推進していきます。

令和6年6月

湯梨浜町教育委員会

# I 基本方針

## 1 基本的な考え方

- (1) 本町における部活動改革は、「地域連携型」を基本とする。しかし、直ちに「地域連携型」への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて「拠点校（合同部活動）型」等の部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら取組を推進する。
- (2) 休日の部活動地域移行については、生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。
- (3) 平日の活動については、当面の間、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保する。
- (4) 本町における部活動改革は、これまで中学校教員等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる部活動を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校等に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。

※地域連携型とは、学校部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

※拠点校（合同部活動）型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者（部活動顧問）への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。

※地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

## 2 地域クラブの考え方（本町がめざしているわけではない）

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、以下の要件ア～エを満たしていることを基本とする。
  - ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
  - イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている。
  - ウ これまで学校の部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。（例えば、勝利至上主義を目的としていない等）
  - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている（文化芸術クラブは除く）。

※「地域移行型」の地域クラブの単位は、湯梨浜町内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、湯梨浜学校単独で活動を維持・継続することが困難な場合は、市町村を越えての地域クラブ設置について当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。

- (2) 湯梨浜町が運営主体ではない場合や湯梨浜町が運営を委託していない等、湯梨浜町が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして湯梨浜中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、湯梨浜町へ申請をする。

- (3) 申請があった地域クラブ等について湯梨浜町は、上記（1）の要件ア～エについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、湯梨浜町と湯梨浜中学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の活動を行わないこととし、休日の活動の場として湯梨浜町から地域クラブへ依頼する。

### 3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 休日の部活動を直ちに地域連携型の活動とすることが困難な場合は、地域連携型の活動となるまでの期間について、学校の部活動を存続して生徒の活動の機会を確保する。ただし、その場合、部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取組を通して休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。
- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、湯梨浜町立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたるよう、可能な限り努める。

- ア 1か月の時間外業務時間が45時間以内  
イ 年間の時間外業務時間が360時間以内

- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者である湯梨浜町教育委員会の許可を得て地域クラブの指導者または指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ）からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。ただし、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者及び指導者になることはできない。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象としている場合は、代表者及び指導者になることができる。

ア 有償で指導する場合

県教育委員会が定めた基準を参考に湯梨浜町教育委員会が従事可能な地域クラブかどうか判断し、兼職兼業または営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。ただし、教職員が勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者として運営に従事することは部活動との切り分けが困難であるため不可とする。

イ 無償で指導する場合

兼職兼業または営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。ただし、学校運営に支障がなく、教職員としての信用を失墜させるようなことがないよう従事することを条件とする。

### 4 今後の部活動の在り方の検討

- (1) 令和5年度から令和7年度末までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、県、湯梨浜町及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組む。なお、湯梨浜町として県と同様に一律の完了の期限は設けないこととする。
- (2) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県、県内の市町村、湯梨浜町の休日の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえながら、令和8年度以降に改めて方針を検討する。
- (3) 令和6年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った部活動から取組を推進していくこととする。
- (4) 湯梨浜中学校における地域連携・地域移行の取組によって明らかとなった課題や問題点等への方策について、県及び中学校等と連携して検討・研究していく。

## II 県及び湯梨浜町の役割

### 1 県の役割（県推進計画より）

- (1) 県は、県推進計画を踏まえ、市町村の地域連携・地域移行に向けた取組を県教育委員会、県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活動の地域連携・地域移行に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (2) 県は、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行う。
- (3) 県は、各圏域内の市町村が情報共有できる機会の確保について支援する。
- (4) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。
- (5) 中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方については、中学校体育連盟と県で協議していく。

### 2 湯梨浜町の役割

- (1) 湯梨浜町及び町教育委員会、湯梨浜町スポーツ・文化芸術関係団体等が連携し、状況に応じて中学校の休日部活動の地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 町内の関係者等による協議会等を設置し、県推進計画を参考に湯梨浜町における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。

## III 具体的な取組方策

### 1 湯梨浜町における地域連携・地域移行の整備充実

- (1) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が休日の部活動の指導に携わらなくてもよい環境の構築に可能な限り努める。
- (2) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、休日の部活動指導者を部活動指導員または外部指導者として、指導者への報酬や謝金を負担する。県の補助があるときは補助を受ける。
- (3) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、休日の部活動指導者の確保のため、県が示す指導者人材バンクを活用するとともに、広く関係団体等に指導者としての参加を呼びかける。
- (4) 地域移行の中心となり得る地域クラブの整備について、近隣の市町村と連携することも有効であることから、状況に応じて検討・研究する。

### 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 湯梨浜町教育委員会は、休日に地域での指導を望む教員が、地域クラブの指導者として従事できるよう、国から示された「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」（令和3年2月）及び取扱いの手引き（令和5年1月）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、県の指導者人材バンクの活用及び競技団体等の協力等により指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教員等を指導者として登録し、休日の部活動の地域連携に取り組んでいく。
- (3) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、休日の部活動指導者としての参加も検討する。

- (4) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、休日の湯梨浜中学校部活動の指導を希望する住民、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員（OB, OG を含む）及び部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員等にも呼びかけ、町独自の指導者人材バンクの構築・整備に努める。
- (5) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、指導者の質の確保に向けて、県及び関係団体等と連携して指導者研修会等を開催する。

### 3 地域における施設の確保

- (1) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、休日の湯梨浜中学校の部活動及び地域連携等を目的とした団体等が湯梨浜中学校の施設を利用する場合は、これまでと同様に一般の学校開放の利用団体より優先して利用できるものとする。
- (2) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、休日の湯梨浜中学校の部活動及び地域連携等を目的とした団体等が学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、その利用料を他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とするか検討する。
- (3) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、部活動の地域連携等の推進により学校施設の利用が増加することで学校の負担が増える可能性があるため、負担の増えない学校施設の管理の在り方について検討する。
- (4) 湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、部活動の地域連携等を目的として湯梨浜中学校生徒を受け入れて活動を行う民間事業者等が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や使用料が高額の場合は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

### 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 学校又は地域クラブ等のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、中学校体育連盟、各競技・文化団体が定める規程に則って行う。
- (2) 生徒引率については、大会等主催団体が定める引率規程に則って行う。

### 5 活動における保険の在り方

- (1) 今後、負担の軽減の在り方については検討するが、当面の間は（2）（3）とする。
- (2) 地域クラブの活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復を含めたケガや事故等の発生への対応のため、保険加入を推奨する。
- (3) 保険加入に係る費用については、加入者の負担とする。

### 6 活動における費用負担の在り方

- (1) 今後、負担の軽減の在り方については検討するが、当面の間は（2）（3）とする。
- (2) 地域クラブの活動に必要な経費については、原則、受益者負担とする。
- (3) 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国や県の動向を確認するとともに、湯梨浜町において検討・研究する。

## 7 地域クラブへの支援

- (1) 今後、負担の軽減の在り方については検討するが、当面の間は（2）（3）とする。
- (2) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源としての運営とする。
- (3) 湯梨浜中学校等の部活動の地域移行を目的として活動する地域クラブに対しての支援の在り方について県の動向を確認するとともに湯梨浜町において検討・研究する。

※支援の対象となる地域クラブについては、「I 基本方針 2 地域クラブの考え方（1）」で規定する「地域移行型」の地域クラブとする。

## 8 高校入試への対応

- (1) 今後、対応のあり方については検討するが、当面の間は（2）～（5）とする。
- (2) 当面の間、部活動と地域クラブで活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、湯梨浜中学校は部活動を行っていない生徒の地域クラブ等での活動状況の把握に努める。
- (3) 湯梨浜中学校が生徒の地域クラブ等での活動の全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらう等、状況に応じて生徒の地域クラブ等での活動の把握を行う。内容については、大会への参加や成績を証明するもの（参加したプログラム、賞状等の写し）で確認することとし、事前に生徒及び保護者へ地域クラブでの活動記録の申告について周知する。
- (4) 湯梨浜中学校は、高校入試等での部活動を行わず地域クラブ等で活動している生徒の活動の記録等の調査書への記入について、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。
- (5) 地域クラブは、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて湯梨浜中学校へ提供する。

## 9 移動に係る支援

- (1) 今後、支援のあり方については検討するが、当面の間は（2）～（4）とする。
- (2) 「地域連携型」で湯梨浜中学校において実施される部活動への生徒の移動は、これまでと同様に行う。湯梨浜町スクールバスの運行もこれまでどおり行う。
- (3) 「拠点校（合同部活動）型」で実施される活動への参加に係る移動は、基本的に参加する個人で対応するものとする。
- (4) 地域クラブの活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。

## 10 その他

- (1) 湯梨浜町教育委員会及び湯梨浜中学校長は、学校部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること、今後の学校部活動の地域連携・地域移行の推進状況、生徒並びに保護者等の意向なども踏まえ、部活動の全員加入の適否について検討する。
- (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動を行う場合は、関係する市町教育委員会及び関係する学校長と連携し、その活動を学校部活動と位置付けて実施する。また、拠点校ではない学校の顧問や教員の引率は不要とする。  
なお、中学校体育連盟主催大会への参加については、県中学校体育連盟の規程に準じて参加の可否の判断をする。
- (3) 中学校等と地域クラブ（部活動の地域移行先として認定された地域クラブに限る）は、指導方針や生徒の状況等について情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。